

# 岐阜県公報

第 二 千 三 十 四 号  
平成二十一年三月二十七日  
(金曜日)

## 目次

### 公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

### 告示

第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更

道路の供用開始

大垣都市計画公園事業の認可

瑞浪都市計画公園事業の認可

### 選挙管理委員会告示

訂正届が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表

### 公示

液化石油ガス販売事業者の認定の取消し

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

基本測量の終了

公共測量の実施

大垣都市計画の図書の縦覧

認知機能検査員講習の実施

(地域課) 二二二  
(交通規制課) 二二三

(水産課) 二二三  
(道路維持課) 二二三  
(街路公園課) 二二三  
(同) 二三四

(選挙管理委員会) 二二四

(消防課) 二二五  
(商業流通課) 二二五  
(用地課) 二二五  
(同) 二二六  
(都市政策課) 二二六  
(運転免許課) 二二七

## 公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

岐阜県公安委員会

委員長 小川 信也

### 岐阜県公安委員会規則第一号

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則(昭和三十四年岐阜県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表二の表岐阜中の部長良橋同の項中「堤外」の下に「丸山、千疊敷」を加え、同表各務原の部稲羽西同の項中「那加緑町一〜五丁目」の下に「下切町、下切町一〜九丁目、前渡西町、前渡西町一〜十二丁目、前渡北町一〜四丁目、前渡東町、前渡東町一〜九丁目、山脇町一〜七丁目」を加え、同表垂井の部署所在地同の項中「垂井、垂井町東神田一〜三丁目、垂井町地蔵一・二丁目」を「一〜最終番地、東神田一〜三丁目、地蔵一・二丁目」に改め、同表大垣の部赤坂同の項中「稲葉北一〜三丁目」の下に「荒尾町、荒尾玉池一・二丁目、木呂町、熊野町、熊野町一〜五丁目、福田町、牧野町一〜四丁目、古知丸一〜四丁目」を加え、同表関の部署所在地同の項中「のぞみヶ丘」の下に「尾太町」を加え、同表中津川の部坂本同の項中「同 市茄子川」を「同 市千旦林」に改める。

別表三の表各務原の部稲羽東同の項を削り、同表養老の部上石津同の項中「上石津町祢宜上入会、上石津町三ツ里入会、上石津町前ヶ瀬入会」を「上石津町宮祢宜上入会、

上石津町宮三ツ里入会、上石津町上多良前ヶ瀬入会」に改め、同表垂井の部府中同の項中「清水」を「清水一〜三丁目」に改め、同表大垣の部宇留生同の項を削り、同表揖斐の部小島同の項中「瑞岩寺」を「瑞巖寺」に改め、同部川合同の項中「島部、宝来」を削り、同表関の部重之保同の項及び下之保同の項を削り、同部上之保同の項の次に次のように加える。

武儀同	同市中之保	同市のうち
	富之保、下之保、中之保	

別表三の表関の部大矢田同の項中「極楽寺」の下に「もみじが丘一〜三丁目」を加える。

附則  
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

岐阜県公安委員会  
委員長 小川 信也

岐阜県公安委員会規則第二号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二身体障害者手帳の部視覚障害の項中「一級から三級までの各級及び四級の」を「一級から四級までの各級」に改め、同部下肢不自由の項中「一級から三級の」を「一級から四級まで」に改め、同部体幹不自由の項中「一級から三級まで」を「一級から四級まで」に改め、同部乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害の項中「一級から二級まで」を「一級から四級まで」に改め、同表戦傷病者手帳の部下肢不自由の項中「特別項症から第三項症までの各項症」を「特別項症から第六項症までの各項症並びに第一款症及び第二款症」に改め、同部体幹不自由の項中「特別項症から第四項症までの各項症」を「特別項症から第六項症までの各項症並びに第一款症及び第二款

症」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則（平成十九年岐阜県公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。  
附則第二項中、「並びに同条第四号二及びホ」を「及び第四号二」に、「並びに同条第五号二及びホ」を「及び第五号二」に改める。

告示

岐阜県告示第二百十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成二十一年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

漁業権者の名称及び住所	根尾川筋漁業協同組合 本巣市山口八九七番地
漁業権の免許番号	号内共第七
変更の内容	一 遊漁期間の変更
	二 釣り専用区の新設
区域	根尾西谷川の能郷ゲートから上流及び根尾東谷川の越田土橋から上流
期間	四月十五日から九月三十日まで
魚種	あまこ、いわな
区域	根尾川の藪川橋上流端から上流、高屋西堰堤まで
期間	二月一日から四月三十日まで
魚具、漁法	ルアー、フライ
遊漁規則施行の日	平成二十一年三月二十七日

岐阜県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	多治見線 白川線		加茂郡八百津町伊岐津志字尾山一七二七番一四地先から 同郡同町同字同 一七二七番一三地先まで	三・五	平成 三・三三	平成 元・六七

岐阜県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）

県道	多治見線 白川線	可児市柿下字若下三三番七地先から 同市久々利字西田一八三八番一 地先まで	四・七	平成 三・三三	平成 一九・一九
----	-------------	--	-----	------------	-------------

岐阜県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	高谷山線		飛騨市古川町中野字出付一〇 五八番二地先から 同市同町上野字竹原七六 八番一 地先まで	一〇・〇	平成 三・三三	平成 二・四・六

岐阜県告示第二百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により大垣都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十七日

岐阜県知事 古田 肇





基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（高精度三次元測量、精密水準測量及び地盤沈下調査のための水準測量）

三 作業期間

平成二十年八月二十六日から  
同二十一年三月十日まで

四 作業地域

大垣市、高山市、羽島市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町及び安八郡  
安八町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により測量計画機関の長岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨  
の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定によ  
り公示する。

平成二十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（森林空中写真撮影及びデジタルオルソ作成）

三 作業期間

平成二十一年四月六日から  
同 年十月九日まで

四 作業地域

長良川地域森林計画区内（山県市、郡上市及び下呂市）

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同  
法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十  
一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆  
の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画駐車場

四号大垣市水門川駐車場

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同  
法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十  
一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆  
の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画公園  
四・四・二号東公園

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画「ごみ処理施設の変更

一号 大垣市クリーンセンター

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

認知機能検査員講習の実施

道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「改正法」という。）第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査を実施する者に対する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）を実施するので、次のとおり公示する。

平成二十一年三月二十七日

岐阜県公安委員会

委員長 小 川 信 也

一 講習の区分、実施日等

区分	実施日	実施時間	定員
講習	平成二十一年 四月二十四日（金）	午前九時三十分から午後四時まで （正午から午後一時までを除く。） の五時間三十分	四十人
講習	同 年 四月二十七日（月）	午前九時から正午までの三時間	五十人
	同 年 四月二十八日（火）	午前九時から正午までの三時間	五十人
	同 年 四月三十日（木）	午後一時から午後四時までの三時間	五十人

二 講習場所

岐阜市三田洞東一丁目二番二号 岐阜県運転免許試験場三階教場

三 受講対象者（受講資格）

改正法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査を実施しようとする者で、次に該当する者

1 講習

平成二十一年六月一日現在において、年齢が二十五歳以上の者

2 講習

次のいずれにも該当する者

- (一) 平成二十一年六月一日現在において、年齢が二十五歳以上の者
- (二) 社団法人岐阜県指定自動車教習所協会又は社団法人全国自動車運転教育協会が実施した高齢者講習指導員補充講習（高齢運転者対策等座学講習）を受講し、同講習の終了証の交付を受けている者

四 講習申込手続

1 事前予約

受講を希望する場合は、次により講習の事前予約を行い、予約番号の交付を受けること。

(一) 受付期間

平成二十一年四月十六日（木）及び十七日（金）までの午前九時から午後五時

まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 予約方法

岐阜県警察本部交通部運転免許課（予約専用電話〇五八 二三七 八六一）へ受講希望者本人が電話の上、受講希望の申出を行うこと（予約専用電話以外での予約は受け付けない。）。

(三) 留意事項

(1) 予約は、一回の電話につき一人のみを受け付ける。ただし、定員に達した場合は、その時点で受付を終了する。

(2) 予約時において、受講希望者に関する質問を行い、当該質問に即答できない場合は、予約を受け付けない。

(3) 予約時において、当該予約に係る講習の実施日及び実施時間を決定する。

2 受講の申込み

四の1により予約番号の交付を受けた受講希望者は、決定した講習日の当日、次により講習の申込みを行うこと。

(一) 受付時間

講習開始時間の三十分前から講習開始時間までの間

(二) 受付場所

岐阜市三田洞東一丁目二番二号 岐阜県運転免許試験場三階教場

(三) 提出書類

(1) 認知機能検査員講習受講申込書

(2) 三の受講対象者に該当することを証明するもの

ア 講習

年齢等を証明するもの（身分証明書等）

イ 講習

(ア) 年齢等を証明するもの（身分証明書等）

(イ) 社団法人岐阜県指定自動車教習所協会又は社団法人全国自動車運転教育協会が実施した高齢者講習指導員補充講習（高齢運転者対策等座学講習）の終了証

(四) 留意事項

受付時において、講習資格の要件を満たしていないことが判明した場合は、受講を認めない。

五 受講手数料

受講の申込みの際、次の受講手数料を岐阜県収入証紙により納付すること。

1 講習

三、八五〇円

2 講習

二、一〇〇円

六 その他

1 携行品

筆記具（鉛筆、消しゴム等）を携行すること。

2 終了証の交付

講習を終了した者に対しては、終了証を交付する。

3 講習に関する問い合わせ先

岐阜県警察本部交通部運転免許課教育係

電話 〇五八 二三七 八六一

平成二十一年三月二十七日印刷  
平成二十一年三月二十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁  
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾 寛  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社  
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）